

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和3年6月25日	
愛知県知事殿	
提出者	
住所 愛知県知多郡武豊町字1号地17-1	
氏名 日本化学工業株式会社 愛知工場	
工場長 番田 知宏	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0569-72-2511	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本化学工業株式会社 愛知工場
事業場の所在地	愛知県知多郡武豊町字1号地17-1
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16：化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額 535,510万円
③ 従業員数	89人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	硫化ソーダ：腐食性廃アルカリ→中間処理業者に委して中和後、再資源化 脱磷プレス粕：特定有害汚泥（砒素含有）→中間処理業者に委託して脱水後、埋立処分 PCB廃棄物：PCB汚染物等→中間処理業者に委託して焼却後、鉄原料等は再利用

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
<pre> graph TD A[工場長] --- B[RC (レスポンシブル・ケア) 委員会] A --- C[環境安全・品質保証課長] C --- D[環境安全・品質保証課員 (特別管理産業廃棄物管理責任者)] </pre>		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排 出 量	
	（これまでに実施した取組） ・腐食性廃アルカリ：工場内での再利用に努めた。 ・PCB汚染物等：工場内を限なく調査し、全ての処分が完了した。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排 出 量	
	（今後実施する予定の取組） ・腐食性廃アルカリ：今後も再利用に努める。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・各特管産廃種類に分別保管、定期的に処分している。 ・腐食性廃アルカリの一部は工場内で利用している。	
② 計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特に新しく実施する取組は無い。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・ 腐食性廃アルカリ：工場内での再利用に努めた。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・ 特に新しく実施する取組は無い	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) ・ 実施していない。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) ・ 実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない。	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の提言をはかる。	

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	
	(今後実施する予定の取組)	
・ 優良認定処理業者を選定する。 ・ 委託先処理業者には必要に応じて実地確認を実施する。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和2年度）実績】	
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）	1 0 9 . 7 3 8 t
	(今後実施する予定の取組)	
全量電子マニフェストを利用している。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 令和3年度特別管理産業廃棄物処理計画書

事業所名： 日本化学工業株式会社 愛知工場

単位:トン

項 目			産業廃棄物の種類			合計
			腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥	PCB汚染物等	
産業廃棄物の排出抑制に関する事項	排出量	①現状	104.67	5.068	0.11984	109.85784
		②計画(目標)	130	5	0	135
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	①現状	27	—	—	27
		②計画(目標)	35	—	—	35
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	①現状	—	—	—	—
		②計画(目標)	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	①現状	—	—	—	—
		②計画(目標)	—	—	—	—
自ら行う産業廃棄物の埋立・海洋処分に関する事項	処分量	①現状	—	—	—	—
		②計画(目標)	—	—	—	—
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量	①現状	105	5	0.12	110.12
		②計画(目標)	130	5	0	135
	優良認定業者への処理委託量	①現状	105	5	0.12	110.12
		②計画(目標)	130	5	0	135
	再生利用業者への処理委託量	①現状	105	—	0.12	105.12
		②計画(目標)	130	—	0	130
	認定熱回収業者への処理委託量	①現状	—	—	—	—
		②計画(目標)	—	—	—	—
	認定以外の熱回収を行う業者への処理委託量	①現状	—	—	—	—
		②計画(目標)	—	—	—	—

※現状:前年度(令和2年度)実績です。